

後期高齢者医療資格確認書は

令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の後期高齢者医療資格確認書は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。その後は、マイナンバーカードの後期高齢者医療資格確認書利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の後期高齢者医療被保険者証は、有効期限(令和7年7月31日)まで使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 令和6年12月2日以降は、「**資格確認書**」でこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 7年 7月 31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 24年 12月 2日
資格取得年月日	令和 6年 12月 2日
交付年月日	令和 6年 12月 2日
負担割合・発効期日	〇割 (令和〇年〇月〇日までは〇割)
限度区分・発効期日	〇〇 (令和〇年〇月〇日)
長期入院該当日	令和〇年〇月〇日
特定疾病区分・発効期日	〇〇〇 (令和〇年〇月〇日)
保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
保険者名	熊本県後期高齢者医療広域連合

※ 熊本県後期高齢者医療広域連合が交付する資格確認書の色とサイズは「桃色、カード型」です。

※ 資格確認書の有効期限は令和7年7月31日です。

○マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、市町村担当窓口で申請いただくことで、資格確認書を交付します。

○病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の後期高齢者医療被保険者証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。

○令和7年7月末までの暫定的な運用として、新たに後期高齢者医療の資格を取得した方、被保険者証の券面事項が変更となった方、有効期限切れ等により保険証が使用できなくなった方は、有効期限が切れる前に資格確認書を交付します。紛失した場合は、お住いの市町村で再交付申請が必要です。

現在お持ちの保険証及び資格確認書の有効期限(令和7年7月31日)前にマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」を、登録している方には「資格情報のお知らせ」をお住いの市町村から交付する予定です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー
0120-95-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare